(別紙2)番号法第9条第1項別表第一に定める事務				
移転先 NO.	移転先		法令上の根拠 (別表1項番)	移転先における用途
1	総務部	市民税課 資産税課 納税課	16	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	健康福祉部	国保年金 課	30	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの